

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した

新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A

(令和 2 年 1 月 31 日時点版)

(総論・概要)

1. コロナウイルスはどのようなウイルスですか？

発熱や上気道症状を引き起こすウイルスで、人に感染を起こすものは 6 種類あることが分かっています。そのうち、中東呼吸器症候群（MERS）や重症急性呼吸器症候群（SARS）などの、重症化傾向のある疾患の原因ウイルスも含まれています。それ以外の 4 種類のウイルスは、一般の風邪の原因の 10～15%（流行期は 35%）を占めます。

詳しくは、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

2. 武漢市での新型コロナウイルス関連肺炎事例の概要は？

中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年 12 月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が報告され、中国を中心に、世界各国からも発生が報告されています。詳細は以下のページを参照ください。

厚生労働省 HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

3. 新型のコロナウイルスはヒトからヒトへうつるのですか？

新型コロナウイルス感染症の現状からは、中国国内ではヒトからヒトへの感染は認められるものの、ヒトからヒトへの感染の程度は明らかではありません。

過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザと同様に、まずは咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うことが重要です。

4. 潜伏期間はどのくらいの長さですか？

潜伏期間は現在のところ不明ですが、他のコロナウイルスの状況などから、最大 14 日程度と考えられています。

参考までに、他のコロナウイルスについては、国立感染症研究所「コロナウイルスとは」をご覧ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/9303-coronavirus.html>

5. 発生状況や死亡者数は？

最新の状況については、厚生労働省 HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新

型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「◆発生状況について」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

6. 予防法はありますか？

一般的な衛生対策として、咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒など行っていただくようお願いします。

7. 武漢に滞在していましたがどのように対応すれば良いですか？

入国してから2週間の間に、発熱や呼吸器症状がある場合には、マスクを着用するなどの咳エチケットを実施の上、あらかじめ保健所に連絡の上速やかに医療機関を受診していただきますよう、御協力をお願いします。なお、受診に当たっては、武漢市の滞在歴があることを申告してください。ご不明な点は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

8. 厚生労働省ではどのような対応を行っていますか？

検疫所では、入国者及び帰国者に対するサーモグラフィー等による健康状態の確認に加えて、中国からの全ての航空便、客船において、入国時に健康カードの配布や、体調不良の場合及び解熱剤と咳止めを服薬している場合に検疫官に自己申告していただくよう呼びかけを行っています。

また、国内での感染拡大防止のため、原因が明らかでない肺炎等の患者を早期に把握し、適切に検査する仕組みを着実に運用しております。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

また、厚生労働省ホームページやTwitterで国民の皆様へ正確な情報を迅速にお伝えするとともに、海外渡航者向け検疫所ホームページ「FORTH」において、渡航者への迅速な情報提供及び注意喚起を行っています。

【情報発信サイト】

検疫所 FORTH: <https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

厚生労働省 HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省 Twitter: <https://twitter.com/MHLWitter/status/1218053513495769088>

厚生労働省 Facebook: <https://www.facebook.com/mhlw.japan/>

9. 多言語でHPを確認したいのですが。

こちらの手順で厚生労働省HPの言語切り替えができます。現在は英語、中国語、韓国語に対応しております。

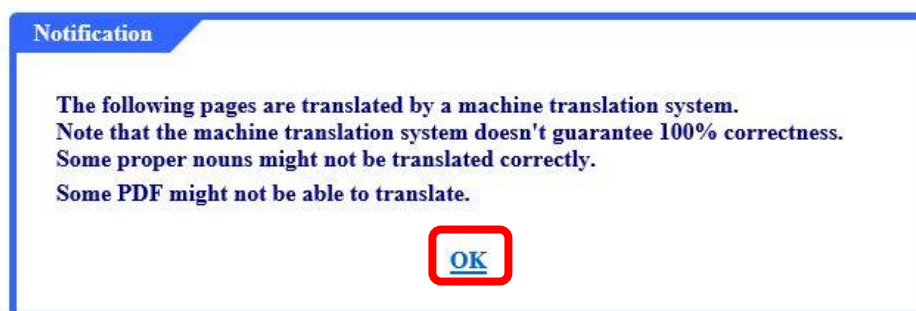
厚生労働省HPの左上の「言語切替」のタブをクリック



言語が選べます。



各言語でお知らせがでますので、お読みになり下部をクリックください。



（自治体・医療従事者等の専門家向け）

10. 診断方法にはどのようなものがありますか？

診断方法としては、核酸増幅法 (PCR 法など) がありますが、実際に検査を検討する場合は、「疑似症定点」の医療機関から疑似症として保健所に届出後、地方衛生研究所または国立感染症研究所で検査することになります。まずはお近くの保健所にお問い合わせください。

11. 鑑別を要する疾患は何ですか？

肺炎を認める際には、市中肺炎の他、インフルエンザやアデノウイルス感染症が鑑別に挙げられます。そのほか、渡航歴などにより、MERSなども追加して鑑別に挙げられます。

12. どのような治療方法がありますか？

有効な抗ウイルス薬等の特異的な治療法はなく、対症療法を行います。

詳しくは国立感染症研究所のHP「新型コロナウイルス (2019-nCoV)」に掲載の関連

するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

13. 疑い患者を取り扱う上での注意点はありますか？

手洗いなど一般的な衛生対策を心がけてください。手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール(70%)を、物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム(0.1%)が有効であることが分かっています。

詳しくは国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス (2019-nCoV)」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

14. 疑い患者検体（サンプル）を取り扱う場合の注意点はありますか？

検体を扱う際にも、患者の取り扱い時と同様の感染対策をお願いします。

詳しくは国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス (2019-nCoV)」に掲載の関連するガイダンスをご参照ください。

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

15. 疑似症の届出は必要ですか？

疑似症定点に指定されている医療機関において、武漢市からの帰国者など、集中治療その他これに準ずるものが必要な場合や臨床症状から肺炎と診断され、かつ、直ちに特定の感染症と診断ができない場合においては、直ちに疑似症として届け出る必要があります。届出様式は下記のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-07-01.html>

なお、疑似症定点に指定されている医療機関以外の医療機関においては、疑似症の届出は必須ではありませんが、保健所に連絡のうえ、検査の実施などについて相談してください。

16. 疑い患者が疑似症定点ではない施設を受診した場合はどのように対応すればよいですか？

まずは管轄の保健所にご相談ください。

17. 自治体で行政検査を実施する場合、検査方法等の技術的な内容に関する相談窓口はありますか？

新型コロナウイルス感染を疑う患者の検査方法の技術的な相談は、国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス (2019-nCoV)」に掲載の関連するガイダンスをご参照いただき、国立感染症研究所ウイルス 3 部にお問い合わせください（疫学調査に関する内容は感染症疫学センターにお問い合わせください）。

※国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス (2019-nCoV)」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

18. 検査が陽性となった場合の行政の対応は？

保健所では、都道府県や国とも連携しながら、必要に応じて積極的疫学調査を実施します。

詳しくは以下に掲載の情報をご参照ください。

・厚生労働省 HP：「中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について」の「1 自治体・医療機関向けの情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・国立感染症研究所の HP「新型コロナウイルス（2019-nCoV）」に掲載の関連するガイダンス

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

19. 在日中国人の方への案内はありますか？

こちらをご案内ください。（中国大使館領事部作成）

领事保护与服务 24 小时热线：+86-10-12308、+86-10-59913991

邮箱：lss@mfa.gov.cn

如涉及海外中国公民安全与合法权益事项求助与咨询，请直接拨打+86-10-12308 热线求助与咨询。



领事保護 24 時間ホットライン：+86-10-12308、+86-10-59913991

メールアドレス：lss@mfa.gov.cn

海外にいる中国国民の皆様へ、安全やお困りごとについてご質問があれば、+86-10-12308 にお問い合わせください。

